

日本型直接支払推進交付金交付要綱

制定 平成28年4月1日27農振第2222号
農林水産事務次官依命通知

(通則)

- 第1 日本型直接支払推進交付金（以下「交付金」という。）の交付については、日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2218号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 第2 交付金は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第3条第3項に規定する多面的機能発揮促進事業の推進を目的とする。

(交付の対象及び交付率)

- 第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県が行う下記に掲げる事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。
- (1) 多面的機能支払交付金に係る推進事業
 - (2) 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業
 - (3) 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業
- 2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

- 第4 別表の区分の欄に掲げる1から3までの事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

(申請手続)

- 第5 都道府県知事は、交付金の交付を受けようとするときは、適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び交付規則第2条に規定する交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、正副2部を地方農政局長等（北海道にあっては大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費

税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第6 交付規則第2条の規定による申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第7 地方農政局長等は、第5第1項の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に交付金交付決定の通知を行うものとする。

（申請の取下げ）

第8 都道府県知事は、適正化法第9条第1項、交付規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第9 都道府県知事は、次の各号の一に該当するときは、交付規則第3条第1号の規定に基づき、別記様式第2号による変更等承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。

（2）交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第10に定める軽微な変更を除く。

（3）交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

（軽微な変更）

第10 交付規則第3条第1号イ及びロに規定する大臣が定める軽微な変更は別表に定めるところによる。

（概算払の請求）

第11 都道府県知事は、第7による交付決定の通知を基に交付金の概算払を請求するときは、別記様式第3号により概算払請求書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降とする。

（事業遅延の届出）

第12 都道府県知事は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、交付規則第3条第2号の規定に基づき、交付事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付事業の遂行が困難となった理由及び交付事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13 適正化法第12条の規定に基づく交付事業の遂行状況報告は、交付金の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において別記様式第4号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第3号に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 地方農政局長等は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該交付事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第14 都道府県知事は、交付事業を完了したときは、交付規則第6条第1項の規定に基づき、その日から、1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（交付金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、別記様式第5号による実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 第5第2項のただし書により交付の申請をした都道府県知事は、前項の報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第5第2項のただし書により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した都道府県知事については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号による消費税等相当額の報告書を速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第15第1項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第15 地方農政局長等は、第14第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付金の額を確定し、都道府県知事に通知する。

2 地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第16 地方農政局長等は、第9の交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 都道府県知事が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 都道府県知事が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 地方農政局長等は、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第17 都道府県は、交付対象経費（交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第18 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の規定により、大臣が定める財産は牛、馬、豚及びめん羊とする。
 - 3 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、交付規則第5条により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）とする。
 - 4 都道府県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
 - 5 第17第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(交付金の経理)

- 第19 都道府県は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 都道府県は、前項の収入及び支出について、交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 都道府県は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え別記様式第7号の財

産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付金調書)

第20 都道府県は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第8号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

第21 都道府県知事は間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱第9から第20まで（ただし、第20は間接交付対象事業者が地方公共団体の場合に限る。）の規定に準ずる条件を付さなければならない。また、都道府県知事は、地方公共団体以外の間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、間接交付対象事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接交付対象事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(2) 間接交付対象事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第9号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

附則（平成28年4月1日付け27農振第2222号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第 3、第 4 及び第10関係）

区 分	経 費 の 内 容	交付率	軽 微 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業内容等の変更
1 多面的機能支払交付金に係る推進事業	(1) 都道府県が実施要綱別紙1の第1の規定に基づいて行う事業に要する経費 (2) 実施要綱別紙1の第2の規定に基づいて市町村が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県知事が市町村長に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費 (3) 実施要綱別紙1の第3の規定に基づいて推進組織が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県知事又は市町村長が推進組織の長に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費	定額 定額 定額	経費の内容の欄に掲げる(1)、(2)及び(3)の経費の相互間における国庫交付金の30%以内の増減	国庫交付金の30%以内の減
2 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業	(1) 都道府県が実施要綱別紙2の第1の規定に基づいて行う事業に要する経費 (2) 実施要綱別紙2の第2の規定に基づいて市町村が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県知事が市町村長に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費 (3) 実施要綱別紙2の第3の規定に基づいて推進組織が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県知事が推進組織の長に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費	定額 定額 定額	経費の内容の欄に掲げる(1)、(2)及び(3)の経費の相互間における国庫交付金の30%以内の増減	国庫交付金の30%以内の減
3 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業	(1) 都道府県が実施要綱別紙3の第1の規定に基づいて行う事業に要する経費 (2) 実施要綱別紙3の第2の規定に基づいて市町村が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県知	定額 定額	経費の内容の欄に掲げる(1)、(2)及び(3)の経費の相互間における国庫交付金の30%以内の増減	国庫交付金の30%以内の減

	事が市町村長に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費			
(3)	実施要綱別紙3の第3の規定に基づいて推進組織が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県知事が推進組織の長に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費	定額		

別記様式第1号（第5関係）

平成〇〇年度 日本型直接支払推進交付金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
事務局長 〕

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、日本型直接支払推進交付金交付要綱第5の規定に基づき、下記のとおり金〇〇〇円の交付を申請する。

記

1. 交付金交付申請額

(1) 多面的機能支払交付金に係る推進事業	金	円
(2) 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業	金	円
(3) 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業	金	円

2. 事業の内容等

添付書類のとおり

(注) 1 添付書類として、日本型直接支払推進交付金実施要綱第3の2により地方農政局長等に提出した日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書を添付すること。

2 地方農政局長等に提出した日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書の内容に変更があるときは、変更後の日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書の変更箇所を分かるように訂正した上で、提出すること。

別記様式第2号（第9関係）

平成〇〇年度 日本型直接支払推進交付金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
事務局長 〕

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり〇〇^{（注1）}し〔、金〇〇〇円の追加交付（減額承認）を受け〕^{（注2）}たいので、日本型直接支払推進交付金交付要綱第9の規定に基づき申請する。

記

1. 交付金交付申請額

(1) 多面的機能支払交付金に係る推進事業	金	円
(2) 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業	金	円
(3) 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業	金	円

2. 事業の内容等

添付書類のとおり^{（注3）}

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）金額に変更がない場合は、〔 〕の部分を除くこと。

（注3）添付書類として、日本型直接支払推進交付金実施要綱第3の2により地方農政局長等に提出した日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書を添付することとし、「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第3号（第11関係）

平成〇〇年度 日本型直接支払推進交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 [※] 殿
官署支出官 〇〇農政局総務部長 殿

北海道にあつては
農林水産大臣 [※]
農林水産省大臣官房予算課経理調査官、
北陸農政局、東海農政局及び近畿農政局にあつては
〇〇農政局長 [※]
官署支出官 〇〇農政局総務管理官、
沖縄県にあつては
内閣府沖縄総合事務局長 [※]
官署支出官 沖縄総合事務局総務部長

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、日本型直接支払推進交付金交付要綱第11の規定により、概算払を受けたいので、下記のとおり請求する。

記

1 請求金額

(1) 多面的機能支払交付金に係る推進事業	金	円
(2) 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業	金	円
(3) 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業	金	円
計	金	円

2 請求金額の内訳

平成〇〇年〇月〇日現在

区 分	交付決定額 ①	既受領額 ②	今回請求額 ③		残 高 ①-(②+③)	備考
			金 額	〇月〇日まで 予定出来高		
1 多面的機能 支払交付金に 係る推進事業 (1) 都道府県推 進事業 (2) 市町村推 進事業 (3) 推進組織推 進事業	円	円	円	%	円	
2 中山間地域 等直接支払交 付金に係る推 進事業 (1) 都道府県推 進事業 (2) 市町村推 進事業 (3) 推進組織推 進事業						
3 環境保全型 農業直接支払 交付金に係る 推進事業 (1) 都道府県推 進事業 (2) 市町村推 進事業 (3) 推進組織推 進事業						

3 事業遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事 業 完 了 予 定 年 月 日	
1 多面的機能 支払交付金に 係る推進事業 (1) 都道府県推 進事業 (2) 市町村推 進事業 (3) 推進組織推 進事業	円	円	%	円		
2 中山間地域 等直接支払交 付金に係る推 進事業 (1) 都道府県推 進事業 (2) 市町村推 進事業 (3) 推進組織推 進事業						
3 環境保全型 農業直接支払 交付金に係る 推進事業 (1) 都道府県推 進事業 (2) 市町村推 進事業 (3) 推進組織推 進事業						

(注)「事業費」の欄には、交付金の支払金額を記載すること。

4 事業の完了予定 平成 年 月 日

(注) [※] について

第 13 (状況報告) において、概算払請求書をもって当該報告する場合のみ記入すること。

別記様式第4号（第13関係）

平成〇〇年度 日本型直接支払推進交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
事務局長 〕

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、日本型直接支払推進交付金交付要綱第13の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事 業 完 了 予 定 年 月 日	
1 多面的機能 支払交付金に 係る推進事業 (1) 都道府県推 進事業 (2) 市町村推 進事業 (3) 推進組織推 進事業	円	円	%	円		
2 中山間地域 等直接支払交 付金に係る推 進事業						

(1) 都道府県推進事業						
(2) 市町村推進事業						
(3) 推進組織推進事業						
3 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業						
(1) 都道府県推進事業						
(2) 市町村推進事業						
(3) 推進組織推進事業						

(注)「事業費」の欄には、交付金の支払金額を記載すること。

別記様式第5号（第14第1項関係）

平成〇〇年度 日本型直接支払推進交付金実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
事務局長 〕

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い下記のとおり事業を実施したので、日本型直接支払推進交付金交付要綱第14第1項の規定により、その実績を報告する。

〔また、併せて精算額として多面的機能支払交付金に係る推進事業として金〇〇〇〇円、中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業として金〇〇〇〇円、環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業として金〇〇〇〇円の交付を請求する。〕

記

1. 多面的機能支払交付金に係る推進事業	金	円
2. 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業	金	円
3. 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業	金	円

- （注） 1 精算額がない場合は、〔 〕の部分を除くこと。
- 2 事業の実績が、交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であり、平成〇〇年〇〇月〇〇日に交付を完了した。」旨加筆し、日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書の添付は省略すること。
- 3 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 4 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は交付金調書の写しを添付すること。

別記様式第6号（第14第3項関係）

平成〇〇年度 日本型直接支払推進交付金の仕入に係る
消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては農林水産大臣、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
事務局長 〕

都道府県知事 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった日本型直接
支払推進交付金について、日本型直接支払推進交付金交付要綱第14第3項の規定に
基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の交付金の額の確定額
(平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 交付金の確定時に減額した仕入に係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

〔 (注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 〕

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第7号（第19関係）

財 産 管 理 台 帳

都道府県（事業主体）名

地区名		地区	事業実施年度		平成	年度	農林水産省所管日本型直接支払推進交付金										
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施行箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内 容	
									国庫交 付金	都道府 県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 8 号（第 20 関係）

平成〇〇年度
農林水産省所管

日 本 型 直 接 支 払 推 進 交 付 金 調 書

国			地方公共団体名										備 考
			歳 入			歳 出							
交付事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫補 助金相当額	支出 済額	うち国庫補 助金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫補 助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「交付事業名」欄には、別表の区分の名称のほか、当該交付事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業等に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

別記様式第9号（第21関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接交付対象事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。